

# 嬉野市緑の基本計画

【概要版】

お茶と温泉、街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ

**四季の彩りに包まれて  
みんながほっとするまち、うれしの**



佐賀県嬉野市

平成24年6月

## 目 次

■ 緑の基本計画とは	1
■ 緑の機能	1
■ 対象となる緑地	1
■ 計画期間・対象区域・将来人口	1
■ 緑の基本理念	2
■ 緑の基本方針	2
■ 緑の将来像図	3
■ 緑の計画目標	4
■ 緑の配置方針	6
■ 緑の配置計画 総括図	7
■ 緑化推進計画	8
■ 活用する緑の取り組み～将来像に向けて	10
■ 今後の公園整備の基本方針	11
■ 緑化重点地区の設定	12
■ 保全配慮地区と風致地区の設定	16
■ 計画推進のための体制づくりと行動展開	19
■ 緑の基本計画の効果的な運用	20
■ 計画の進行管理と見直し	20

## ■ 緑の基本計画とは

**市町村の独自性、創意工夫を發揮して、「まちの緑」についての将来あるべき姿と、それを実現するための施策をまとめた緑の総合的な計画です。**

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、「まちの緑」について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにする総合的な計画です。

## ■ 緑の機能

『緑』には「環境保全」「防災」「景観」「レクリエーション」等の様々な機能があり、地球環境や都市全体、地域、人々の生活だけでなく、人の心や精神面へも大きな影響を与えています。

## ■ 対象となる緑地

- 山林の緑・・・森林、雑木林など
- 農地の緑・・・田んぼ、畑、果樹園など
- 水辺の緑・・・河川、ダム、ため池など
- 公共施設の緑・・・公園、緑地、街路樹、公共公益施設の緑など
- 民間の緑・・・企業、工場、空地等の緑など
- 個人の緑・・・生垣、庭木、花など

## ■ 計画期間・対象区域・将来人口

計画を立案する期間は**平成2010年～2030年**とし、対象区域は市全域（主として都市計画区域）、将来人口は26,000人（都市計画区域内25,200人）を対象としています。

目標年次：2030年（平成42年） 中間年次：2020年（平成32年）

### ■計画対象区域■

用途地域	都市計画区域	市域全体
現　況：274 ha	現　況：4,568 ha	
将来計画：302 ha	将来計画：9,173 ha	126.51 km <sup>2</sup>

### ■将来人口■

	2010年（現況）	2020年	2030年
総人口	28,984人	28,000人	26,000人
都市計画区域人口	16,600人	26,900人	25,200人

※2020年及び2030年の都市計画区域人口は都市計画区域拡大後の人口とする

## ■ 緑の基本理念

嬉野市の「基本理念」を以下のように定めました。

お茶と温泉と街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ

**四季の彩りに包まれて みんながほっとするまち、うれしの**

## ■ 緑の基本方針

嬉野市の「緑の基本方針」として以下の4つを定めました。

### 1. 嬉野のふるさとの原風景を後世に継承する……………守る緑

唐泉山を核とする豊かな山林や河川、嬉野の名産であるお茶の畠や農地など、生活に密着した緑や、嬉野ならではの美しい景観・自然環境を保全・継承する。

### 2. 緑の拠点の再整備とそれらを結ぶネットワークづくり……………創る緑

母なる塩田川と、長崎街道で結ばれた宿場町という強い絆を明確にすると同時に、公園や観光拠点の利用促進を図るための緑のネットワークを形成する。

### 3. みんなが協力して取り組む緑の育成基盤づくり……………育てる緑

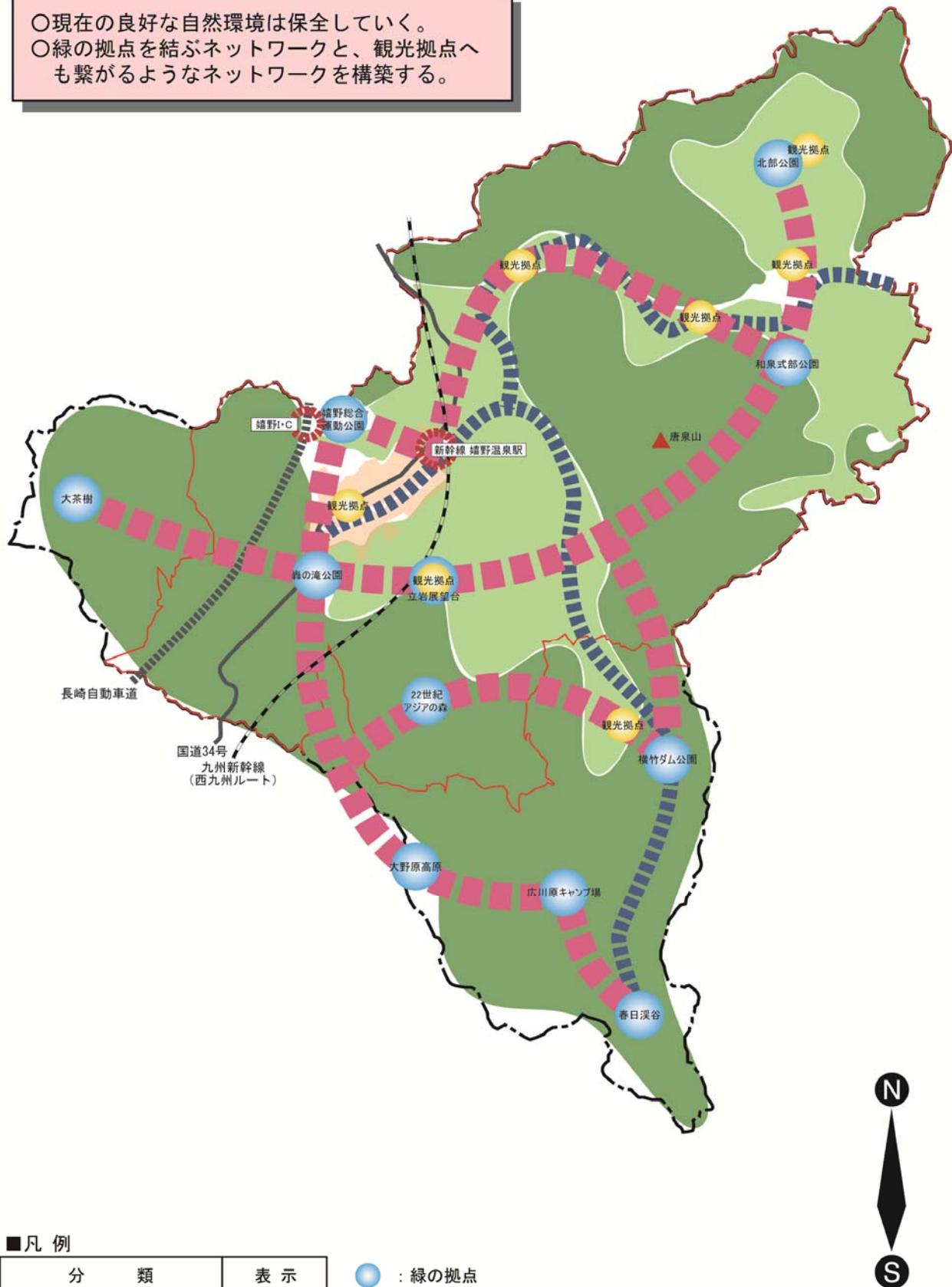
歓声が聞こえるまちづくりの一環として、市民と行政・企業が協力して取り組む、緑の育成基盤づくりを推進する。

### 4. 魅力ある緑への転換……………活性化につながる緑

まちの生活環境の向上のためだけでなく、観光都市嬉野として、ワンランク上の活性化につながる、魅力ある“もてなし”の緑づくりに取り組む。

## ■ 緑の将来像図

- 現在の良好な自然環境は保全していく。
- 緑の拠点を結ぶネットワークと、観光拠点へも繋がるようなネットワークを構築する。



### ■凡例

分類	表示
用途地域界	—
都市計画区域界(将来計画)	—
行政区域界	---

- : 緑の拠点
- : 観光の拠点
- ■ : 緑のネットワーク
- ■ ■ ■ : 水のネットワーク

0 1000 2000 5000m



## ■ 緑の計画目標

現在の嬉野市の公園緑地の整備状況、公共施設や民間施設の緑化状況を踏まえ、将来人口の推計と照らし合わせた緑の計画指標として、数値目標を設定する。

### 1) 市街地の緑地目標

目標値：将来市街地面積に対して概ね 30%以上

(平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等)

#### ○ 嬉野市の市街地（用途地域）の緑地率

現況緑地面積  $19.4\text{ha} \div \text{市街地面積 } 274.0\text{ha} = 7\% < 30\%$

現状の市街地の状況を見ても、今後緑地が大きく増えるといったことは考えがたい。若干の増加を見込んで、

→ 将来市街地の緑地目標は 8%とする。

従って、市街地内道路の街路樹や公共施設の外周緑化、街角広場整備や花壇設置等を進め、緑豊かな環境づくりに努める。

参考：(市街地に挟まれ・隣接する塩田川を市街地と連担する緑地空間としてとらえた場合の現況緑地面積は  $19.4\text{ha} + 12.8\text{ha} = 32.2\text{ha}$  となり、市街地面積に対する割合は 12%になる。その場合の将来市街地の緑地目標は 13%となる。)

### 2) 都市公園の整備目標

目標値： $20\text{ m}^2/\text{人}$ 以上

(平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等)

#### ○ 嬉野市の市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）

現況都市公園面積 =  $35.4\text{ m}^2/\text{人} > 20\text{ m}^2/\text{人}$

都市計画区域内の都市公園量は、現状で目標量を上回っている。

将来、都市計画区域の拡大や用途地域の見直しを行う中で、街区公園や遊歩道等を主体とする公園緑地の改修・整備等は適宜行っていく。

市の人口は緩やかに減少傾向にあり、本来であれば1人当たり公園面積は増加するが、都市計画区域拡大により人口が増加するため相殺される。

従って都市計画区域内の一人当たりの都市公園面積は、従来と同レベルを確保することを目標とする。

→ 将來の都市計画区域の1人当たりの目標都市公園面積を  
**35 m<sup>2</sup>/人**とする。

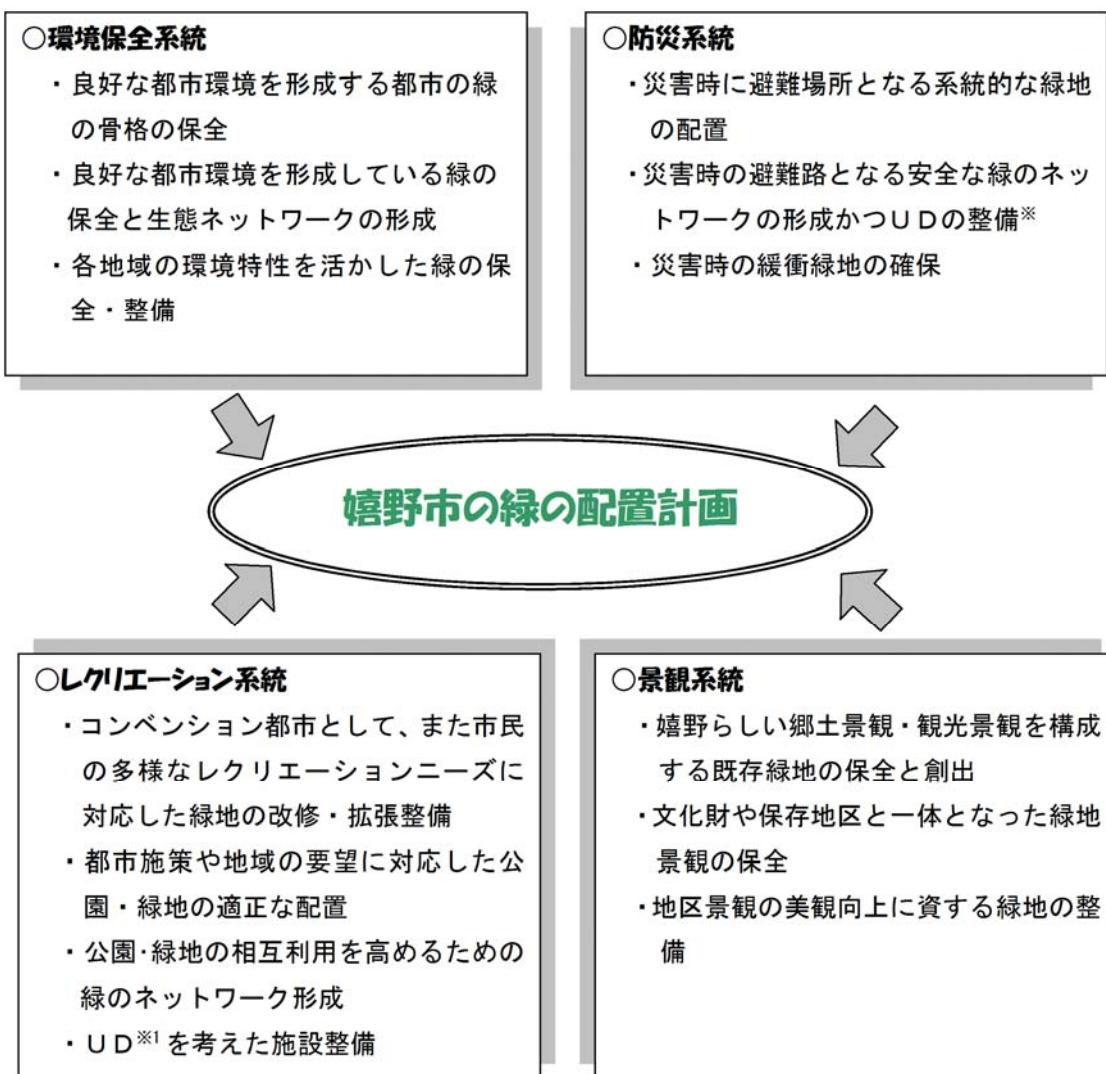
参考：(現況の行政区域内の都市公園面積（その他公園や農村公園を含む）は84.3haである。その時点の行政区域人口（28,984人）に対する一人当たりの都市公園面積割合は29.1m<sup>2</sup>/人となり、その場合においても目標値の20m<sup>2</sup>/人を上回っている。)

■都市公園及びその他の公園も含めた公園整備の目標■

年 次 項 目	現 況 2010年(平成22年)		中間年次 2020年(平成32年)		目標年次 2030年(平成42年)	
	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積
都市公園 (都市計画区域)	58.7ha	35.4 m <sup>2</sup>	85.8ha	31.9 m <sup>2</sup>	88.2ha	35.0 m <sup>2</sup>
その他の公園も含めた公園 (行政区域)	84.3ha	29.1 m <sup>2</sup>	85.8ha	30.6 m <sup>2</sup>	88.2ha	33.9 m <sup>2</sup>

## ■ 緑の配置方針

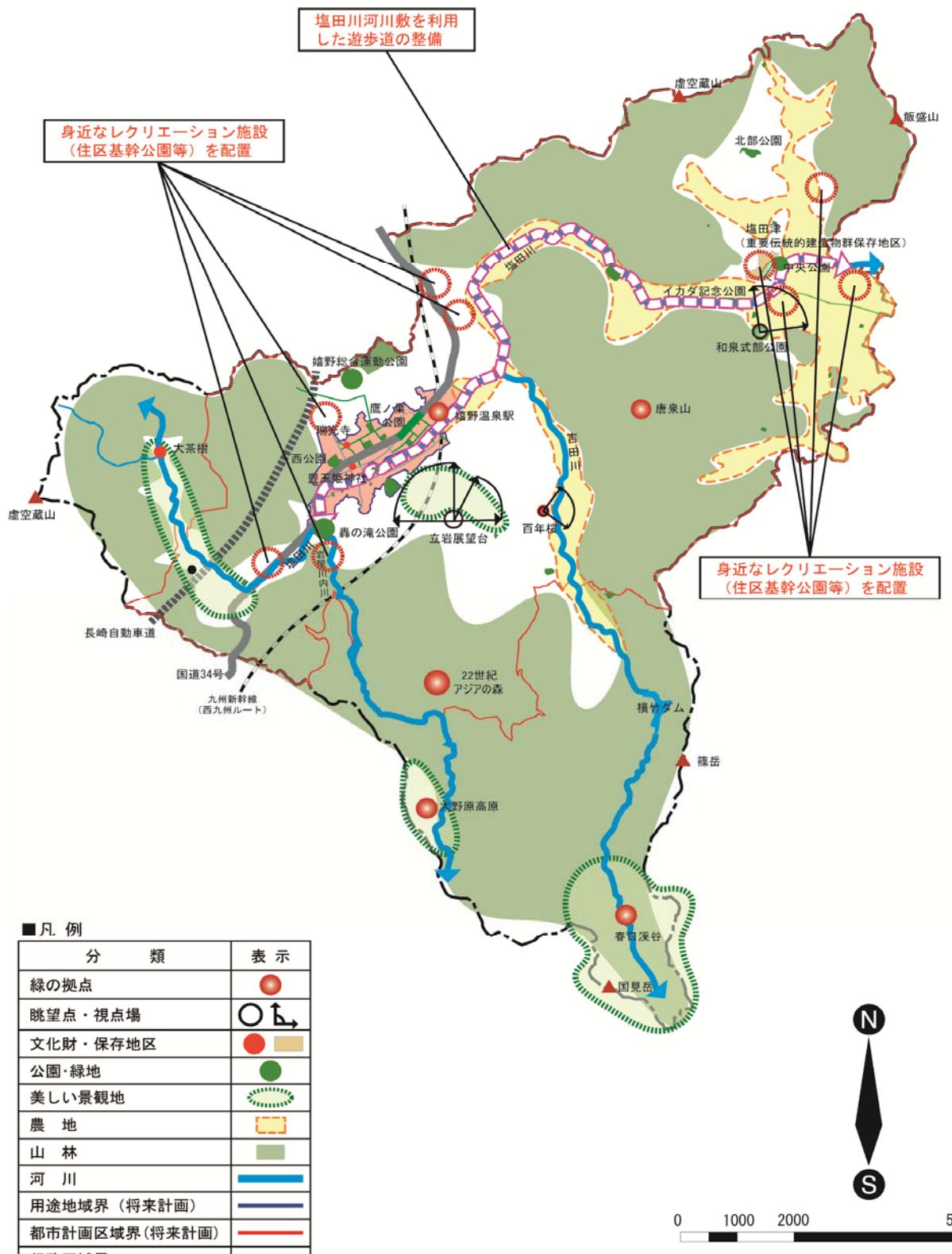
緑の配置計画は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4系統の緑の配置計画を検討し、それをベースにして都市の発展動向や緑地の充足状況を踏まえ、バランスの取れた総合的な緑地の配置と、目標年次までの緑化計画を行う。



UD※：ユニバーサルデザイン

国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン設計のことを示しています。

## ■ 緑の配置 総括図



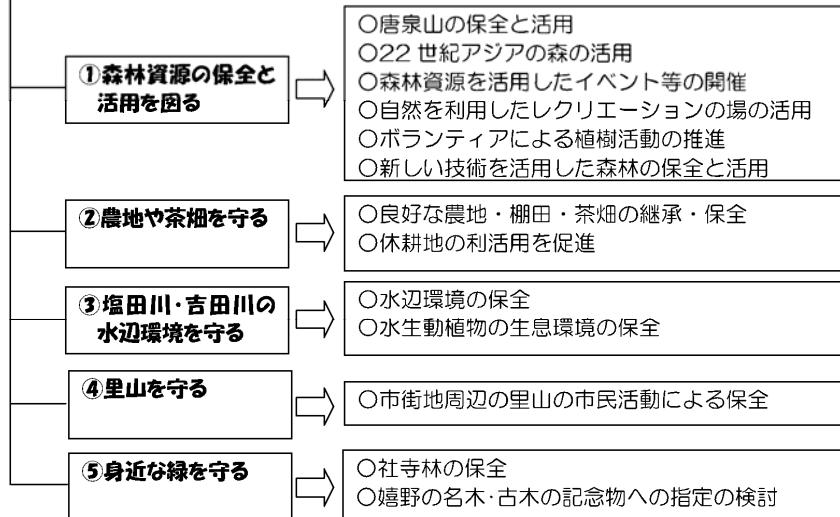
## ■ 緑化推進計画

緑の推進計画においては、緑の基本方針である“守る緑”、“創る緑”、“育てる緑”、“活性化につながる緑”を推進するための、具体的な取組みを定めます。

### ○守る緑の推進計画

#### 主な施策

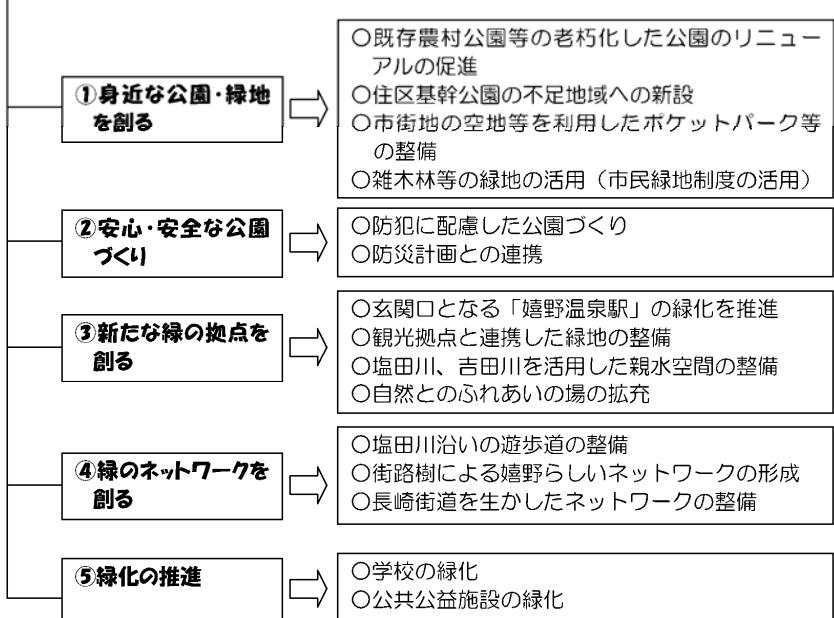
##### ふるさとの原風景を守り続けるためには…



### ○創る緑の推進計画

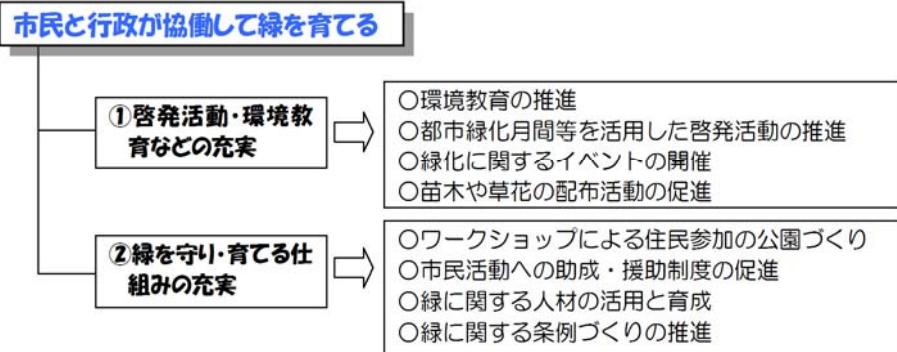
#### 主な施策

##### 緑の拠点とそれらのネットワークを形成する



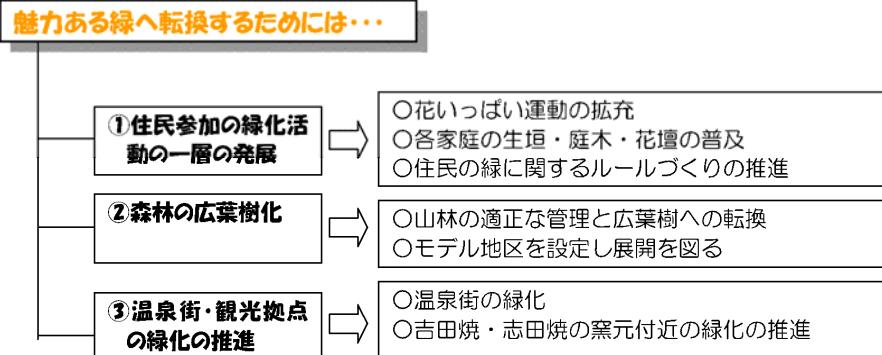
## ○育てる緑の推進計画

### 主な施策

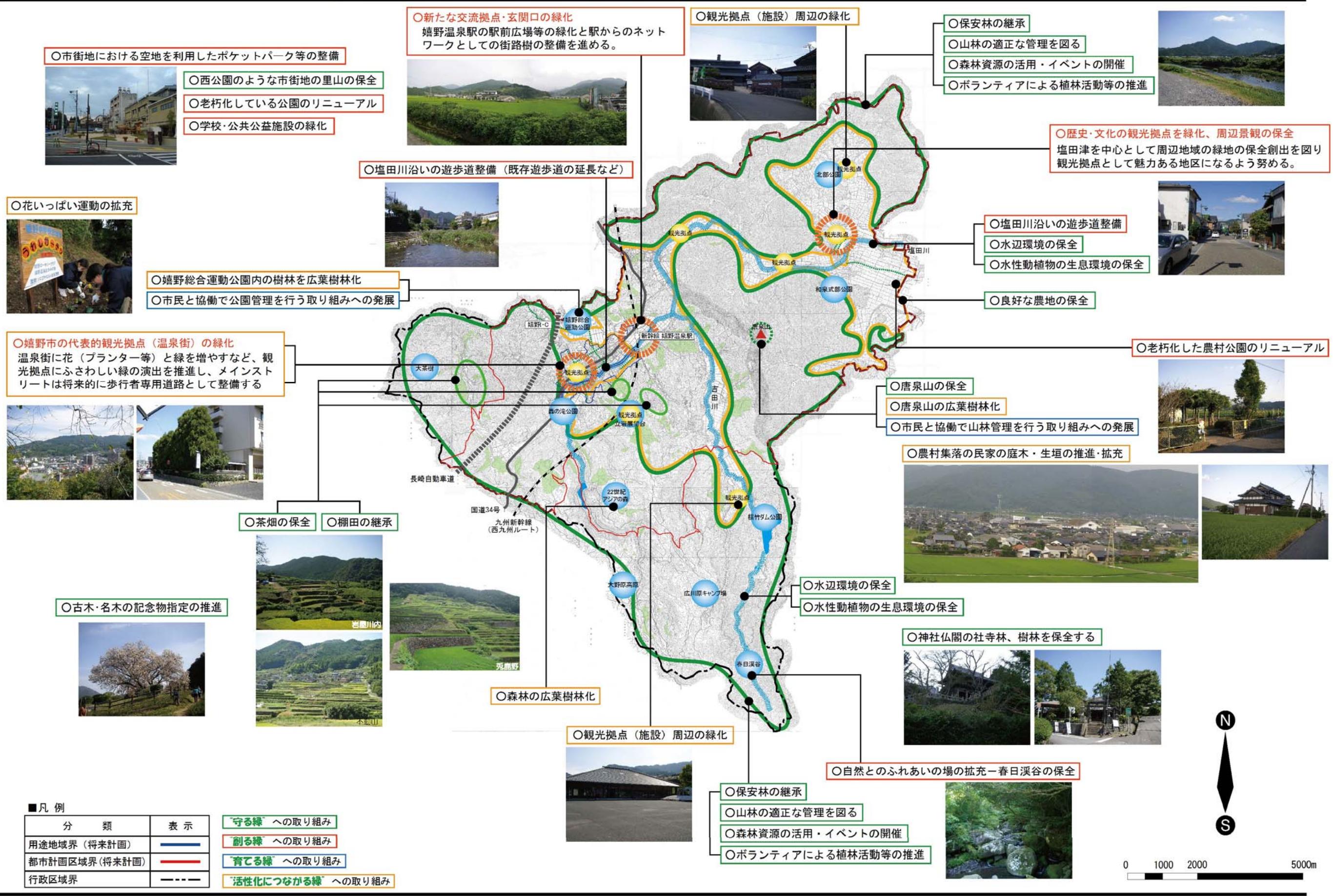


## ○活性化につながる緑の推進計画

### 主な施策



## ■ 活用する緑の取り組み～将来像に向けて～



## ■ 今後の公園整備の基本方針

嬉野市におけるこれから公園整備の基本的な方針は、以下の通りです。



### 地域のコミュニティ活動の拠点となる身近な公園づくり

- 子どもたちの遊び場、市民の日常の健康づくり、レクリエーションの場として、快適な都市生活がおくれるような公園づくりを目指す。
- ワークショップの開催や、清掃などの公園の維持・管理に町内会や子ども会などの活発な参画を促すなど、市民参加の公園づくりを推進し、地域のコミュニティを育む拠点として公園を活用していく。
- 公園づくりや公園の維持管理に、市民が参加しやすい制度・体制・組織づくりを検討していく。



### 既存公園のリニューアルや拡張整備、都市公園への移行・改修を主体とした公園づくり

- 市の公園整備率は高いことから新規の公園整備は必要最低限にとどめ、既存の公園内に設置された遊具や休憩施設などの老朽施設の更新、及び都市計画区域に編入される地区の農村公園の都市公園への移行・改修整備、既設公園の内容を充実するための拡張整備などを主体とした公園整備を行っていく。



### 少子高齢化の時代背景や、身体障がい者等の利用をふまえたユニバーサルデザインの公園づくり

- 本市は「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」により、子どもや身体障がい者・高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。今後も継続して都市公園のバリアフリー化や防災施設の整備などを進め、誰もが利用しやすく、安全に利用できる緑道や公園づくりを行っていく。
- 地域の病院や福祉施設と連携した、リハビリやセラピーに利用できる緑化施設の整備を進めていく。



### 観光・交流拠点となる公園づくり

- 四季折々の花木が咲き、新緑や紅葉の美しさが感じられる緑化を行い、美しいまちづくりの拠点となるような公園づくりを行っていく。
- 美しい景観を演出する緑のネットワークや、歩いていて快適な緑の散策路を整備していく。



### 防災拠点として利用できる公園づくり

- 主要な公園は、地震・火災時などの避難地となるような整備を行っていく。



### 都市環境の保全・改善に寄与する公園づくり

- 市街地にある既存の良好な緑を取り込んだ公園整備を進める。
- 自然エネルギーを活用した施設等を積極的に取り入れた施設整備を行っていく。
- 市街地の緑のスポットとなる、街角のポケットパークを増やしていく。

## ■ 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、その地域内で講じる緑化施策等を即地的に定めるエリアです。

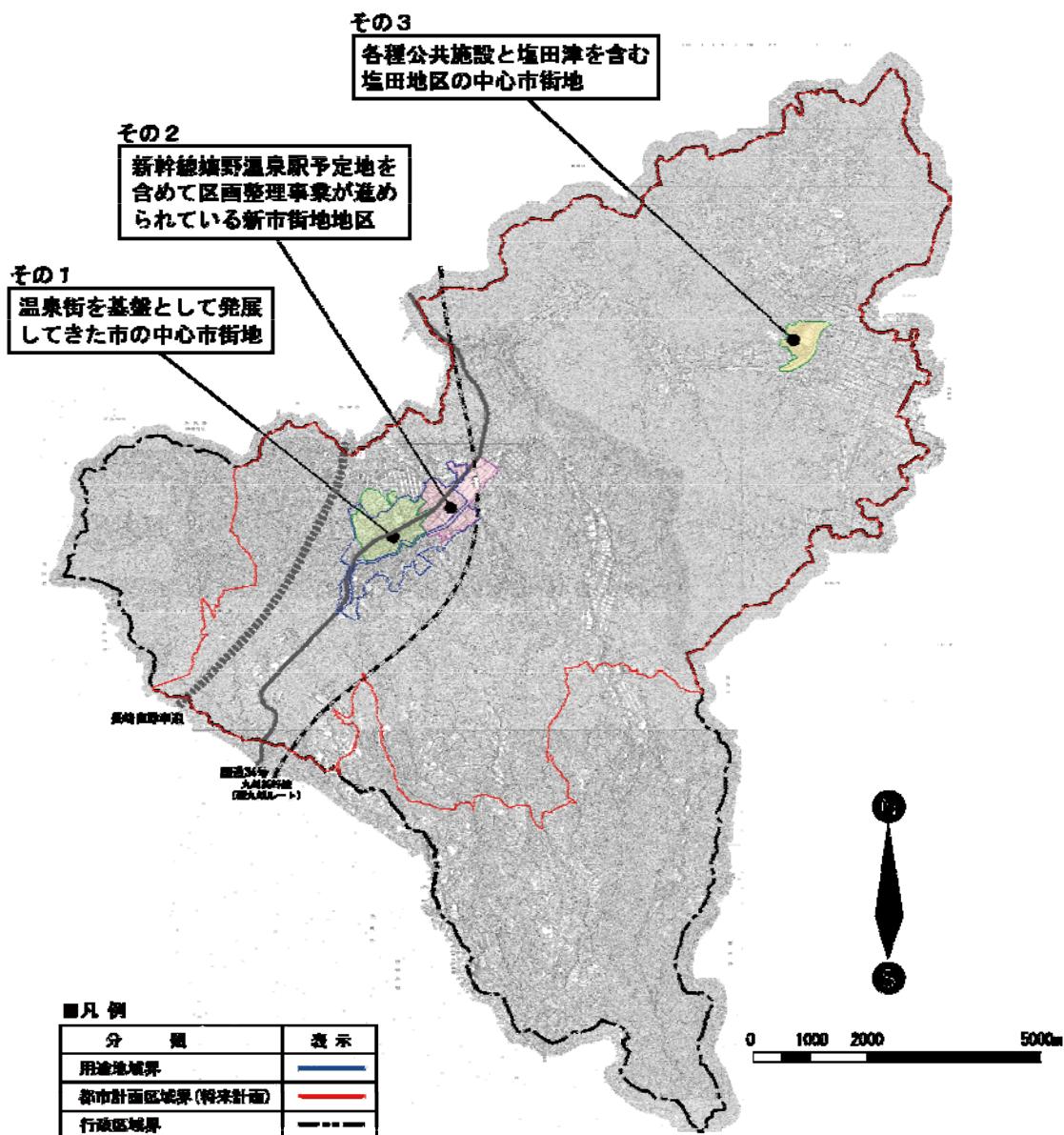
嬉野市では以下の3地区を緑化重点地区として定めます。

その1：温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地

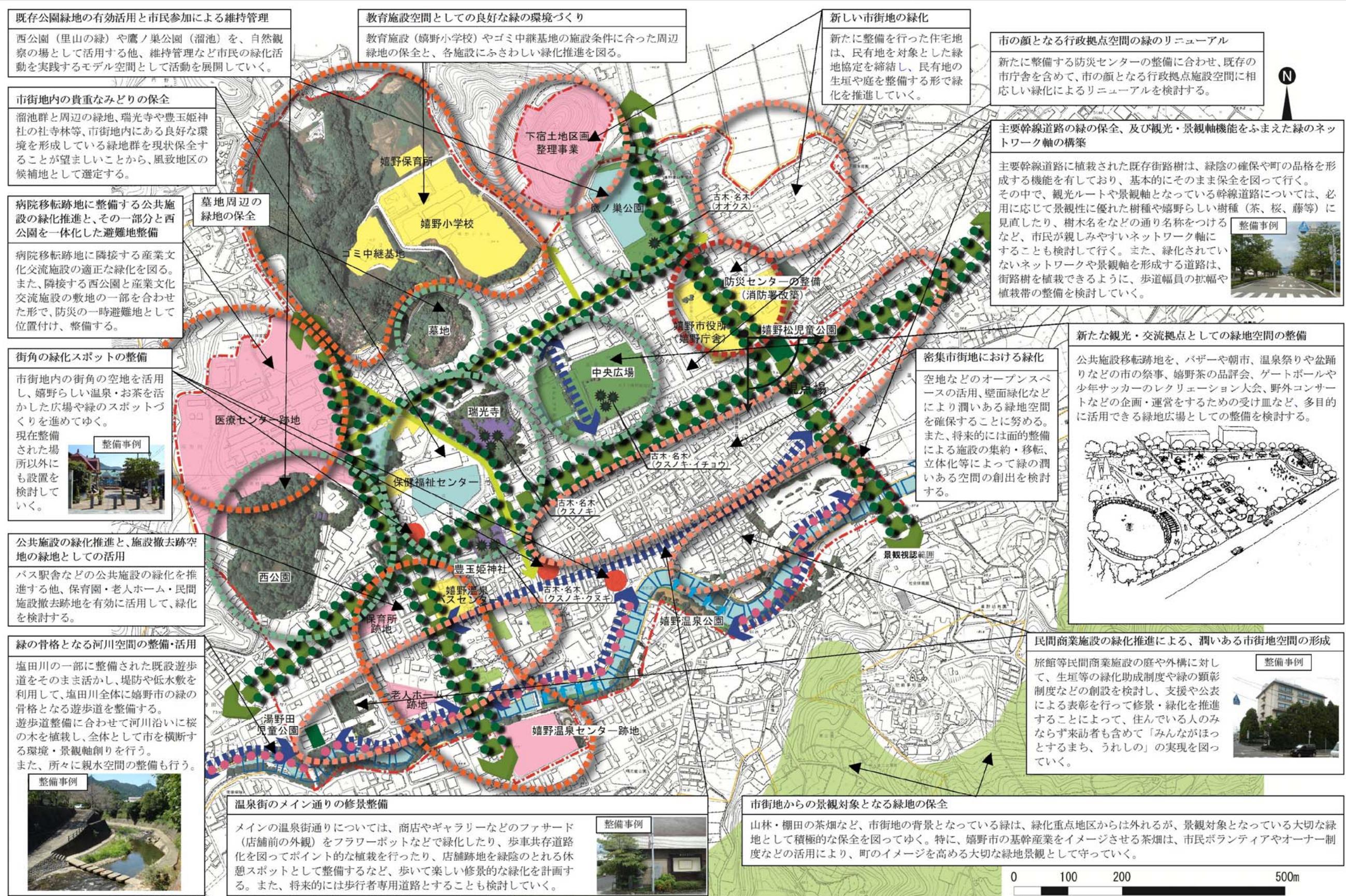
その2：新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地

その3：各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地

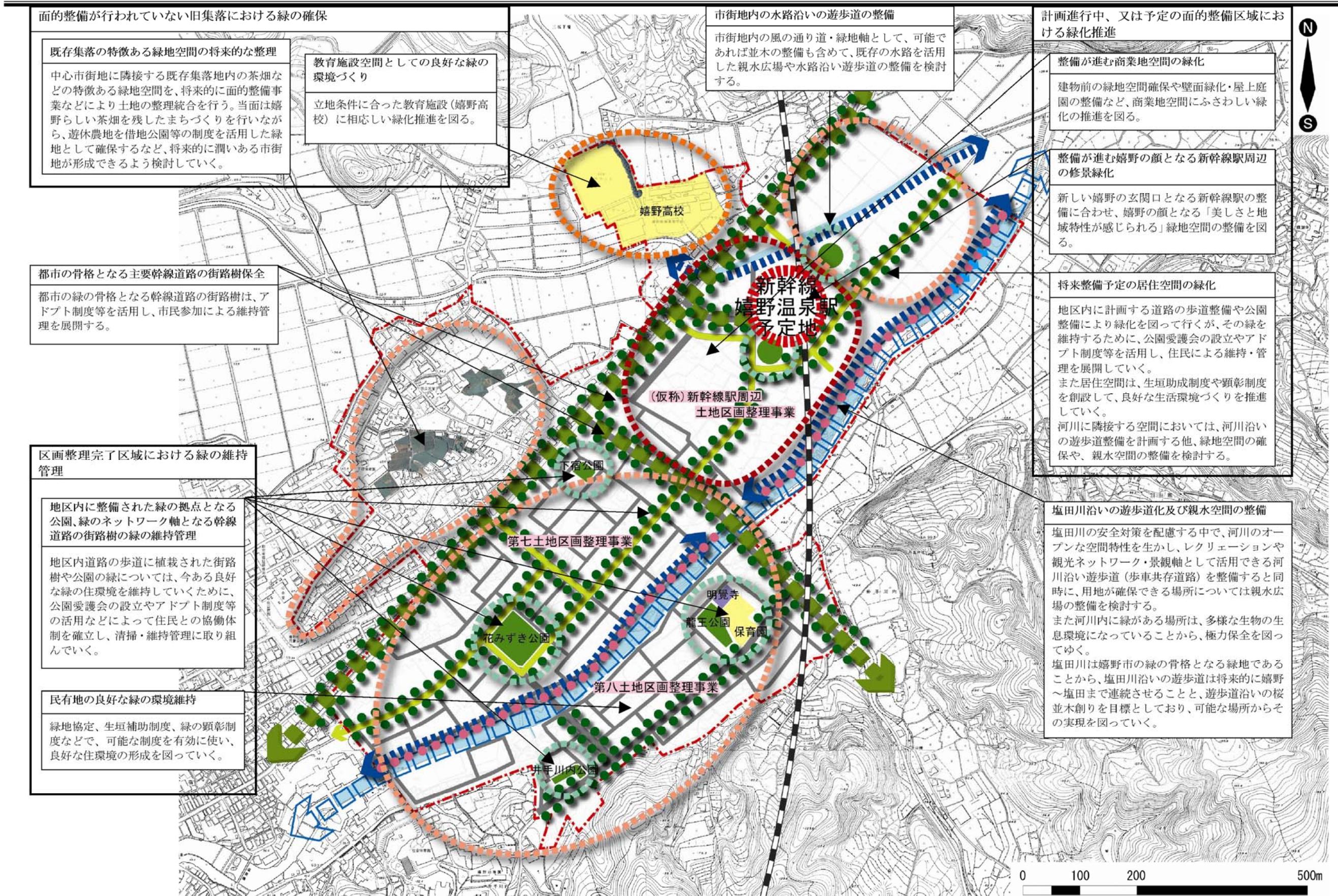
緑化重点地区配置図



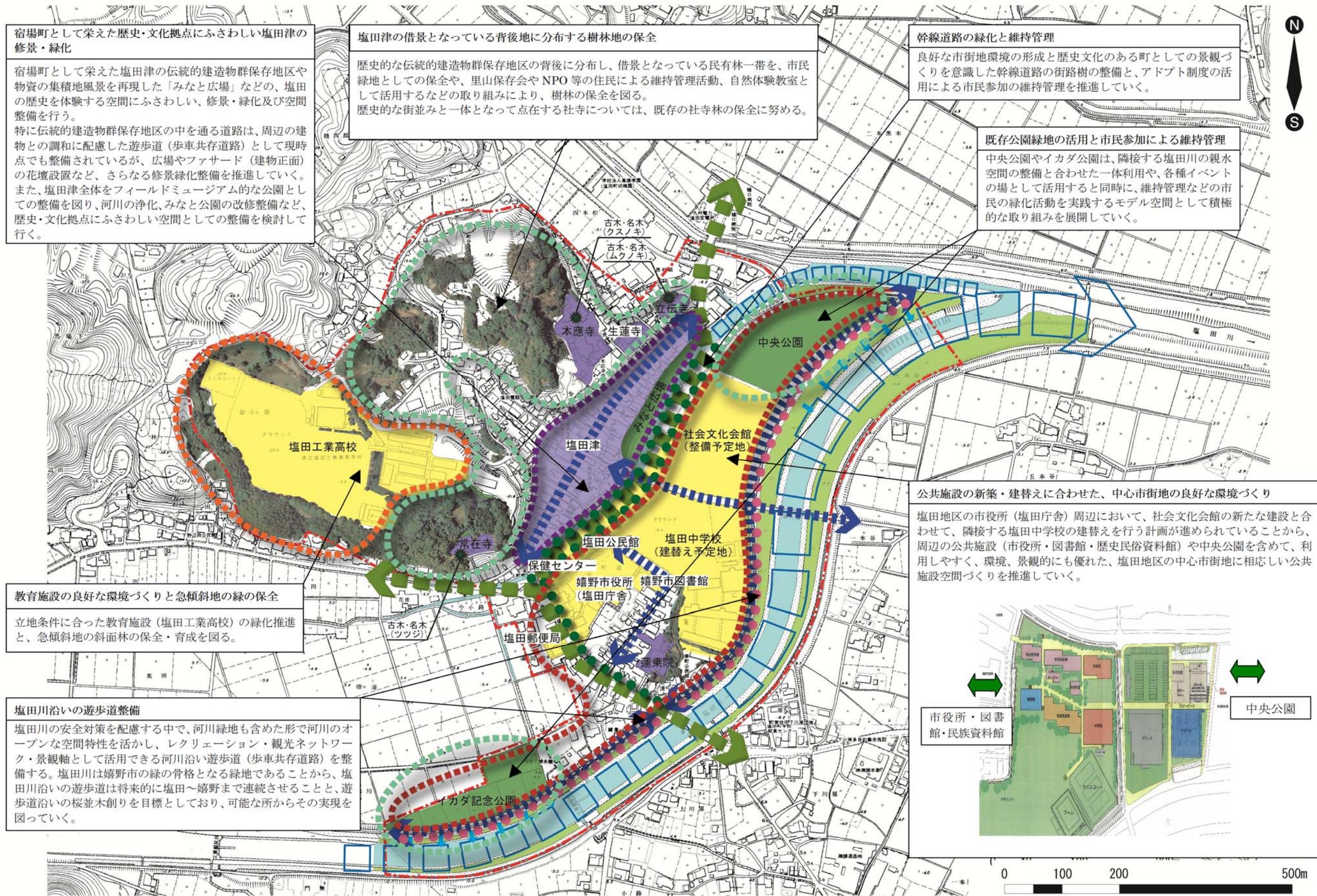
## 緑化重点地区 その1：温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地



## 緑化重点地区 その2：新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地



### 緑化重点地区 その3：各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地



## ■ 保全配慮地区と風致地区の設定

### 1) 保全配慮地区

保全配慮地区は、緑地保全地区、特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全の観点、生態系保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、設定するエリアです。

本市においては以下の地区を保全配慮地区として設定する。

なお、④不動山地区の棚田地区の一部、及び⑤春日渓谷地区、⑥国見岳周辺の2次林の残る地区については都市計画区域外であり、本来は保全配慮地区の設定がなじまないところであるが、ボランティアによる緑の整備・維持管理などの活動拠点として今後展開していく拠点として明確に位置づけをするために、本市においては保全配慮地区として位置付けることとした。

#### ■保全配慮地区の指定地■

番号	指 定 場 所	保全の手法
①	兎鹿野（とろくの）地区（棚田）	土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。
②	茶畠の広がる地区	嬉野市のブランドとしてのお茶を、ブランドある飲み物として守っていくだけでなく、嬉野らしい緑として後世に残していくために、茶摘体験等のお茶のイベントを活発に行ったり、グリーンツーリズム等も取り入れて、観光名所として茶畠を積極的に活用していく。
③	唐泉山（生活環境保全林以外）	生活環境保全林を拠点とし、そこから徐々に周辺の山林についても、ボランティアによる広葉樹の植樹等を展開していく。
④	不動山地区の棚田地区	土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。
⑤	春日渓谷地区	観光拠点として現在の紅葉を活用しつつ、周辺についても、ボランティアによる植樹や観光拠点としての整備を進めていく。
⑥	国見岳周辺の二次林の残る地区	現在の二次林を保全するための、ボランティアによる維持管理活動の拡充と、周辺についても、広葉樹の植樹等の整備を進めていく。

## 2) 風致地区

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。

本市においては、緑化重点地区として位置付けた地区の中で、下記の地区を風致地区の候補地として選定した。

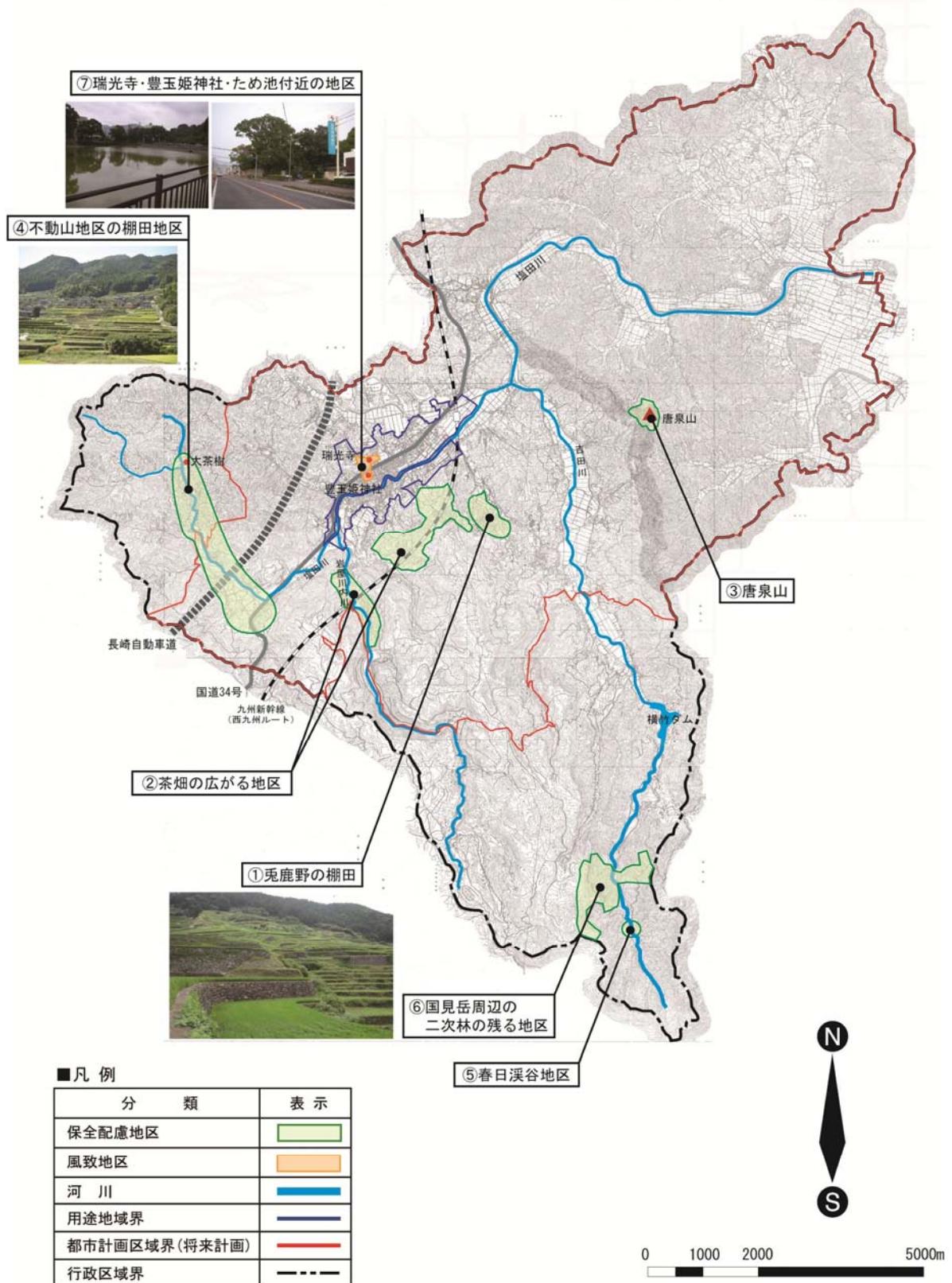
### ■風致地区の指定地■

番号	指定場所	面積
⑦	瑞光寺・豊玉姫神社・ため池付近の地区	9.4ha

※面積は図上計測による

今後景観計画を具体化していく中で、景観としてとらえても、上記の地区は景観形成の要となる空間（景観形成重点地区等）として位置付けることが望まれる。

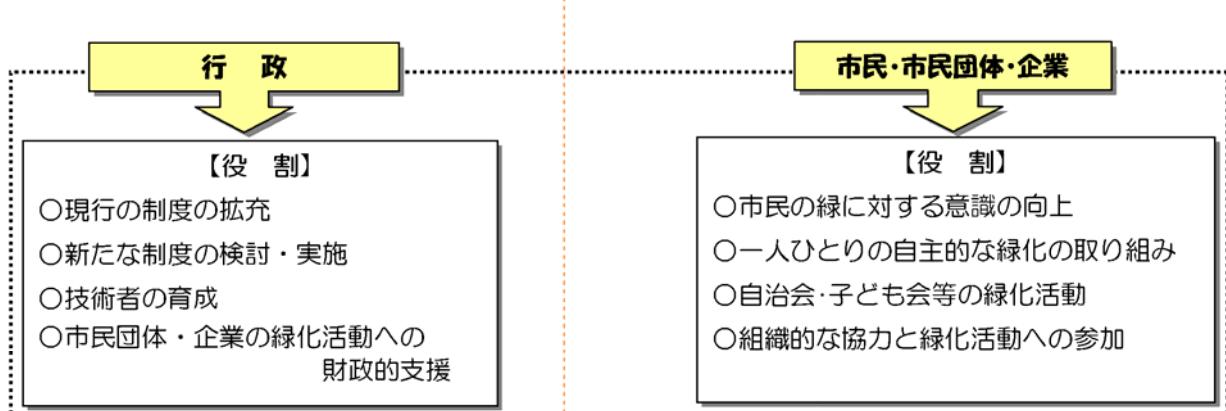
## 保全配慮地区・風致地区計画図



## ■ 計画推進のための体制づくりと行動展開

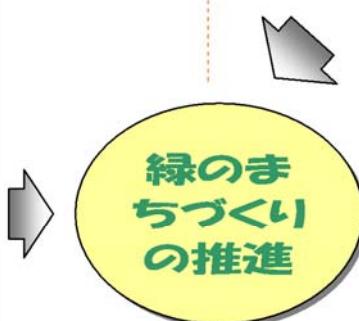
計画に掲げる緑化施策を効果的に推進するためには、行政をはじめ、市民・市民団体・企業等の各主体が、各自の役割を分担し、目標に向かって実際に取り組んでいくことが必要である。

特に行政としても総合計画でも掲げられている地域コミュニティ組織の活性化に取り組み、その中で地域に根付いた緑化を進めていく環境づくりに努める。



### 具体的な行動展開

- 行政**
- ・地域コミュニティを中心とする緑化リーダーの育成と組織づくり
  - ・緑化推進に関する条例づくり
  - ・緑化に関する現行制度の拡充と、補助規定や支援内容の見直し
  - ・ボランティアやN P Oとの連携強化と顕彰制度の確立、及び社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)等を活用した企業参加の緑化推進
  - ・学校教育における環境学習機会の提供と、緑に関する啓蒙。



- 市民**
- ・緑化リーダーを中心とする地域緑化活動の展開と、それを機会としたコミュニティづくり
  - ・緑化に関する勉強会の開催
  - ・公園づくり等のワークショップへの積極的な参加

- 市民団体**
- ・行政と一緒に協働するための行政との十分な協議・調整と、作業内容の検討
  - ・N P O、ボランティア同士の密接な情報交換や連携による有機的な活動の展開
  - ・活動状況や作業成果の公表による活動の透明化

- 企業**
- ・行政と一緒に緑化を協働して進めるための社内環境づくり
  - ・緑に関する社会貢献活動の展開
  - ・工場緑化などの環境に配慮した自主的な緑化の展開
  - ・緑化を通じた地域住民との交流

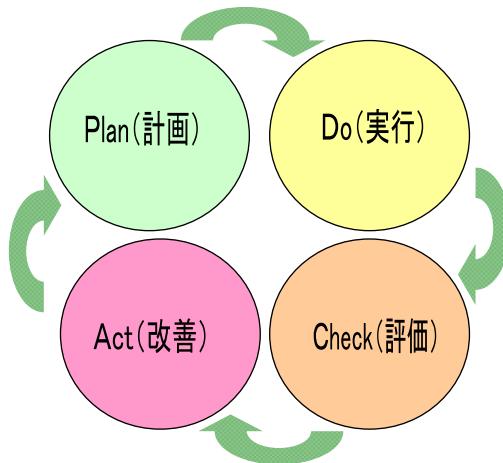
## ■ 緑の基本計画の効果的な運用

本計画に掲げる施策を推進するにあたっては、財源の確保は当然のことながら、実現の可能性、事業の効果等を考慮した上で優先順位を見極め、段階的に実施していくことが必要である。特に、山林の広葉樹林化は樹木の生育にも時間が必要であるため、早期に取り掛かり、継続的な維持管理が必要である。

これらは、上位計画でもある「嬉野市総合計画」「都市計画マスターplan」や、道路や河川など連続性のあるものについては国、県、周辺市町村との連携も図りながら、目標とする概ね20年後の緑豊かなまちづくりを目指し、進めていく。

## ■ 計画の進行管理と見直し

緑の基本計画は、都市計画マスターplanにあわせ、おおむね10年ごとに緑地の確保目標などの計画や施策の進捗状況の把握など計画の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。



- ・市民参加活動の顕著な高まりにより積極的な市民参加による計画づくりや都市緑化が求められ、緑の基本計画で位置づける必要性が高まった場合。
- ・里山の保全、防災公園の確保、密集市街地の整備、施設跡地の利用計画の具体化など新たな政策課題への対応が必要になった場合。
- ・事業評価の結果等により主要な公園整備や緑地保全事業等などの見込み、予定が変化した場合。
- ・都市緑地法の改正等を受けて、これらを活用した施策を実施できこととなった場合など。

資料：緑の基本計画ハンドブックから抜粋



## 嬉野市緑の基本計画【概要版】

---

編集 嬉野市 建設部 建設・新幹線課  
〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地  
TEL 0954-42-3311